

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	19	府省庁名 農林水産省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の拡充及び延長（グリーン投資減税）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） グリーン投資減税は、平成22年6月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び「新成長戦略」を踏まえ、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や、再生可能エネルギー設備への投資（グリーン投資）を重点的に支援する制度として創設され、平成23年6月30日に施行された。省エネ効果・CO2削減効果の高い設備に対する投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを目的としたものである。</p> <p>政府は平成26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画を踏まえ、平成27年7月にエネルギーミックスを策定し、これを基に温室効果ガス削減目標を策定し、国連に提出した。エネルギー基本計画やエネルギーミックスを踏まえ、現実的かつバランスのとれたエネルギー需給構造を実現し、その上で温室効果ガス削減目標を達成するべく、本税制措置を引き続き講じ、省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備への投資を促進する。</p> <p>・特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設備の取得価額の30%特別償却あるいは中小企業への税額控除の仕組みとして適用期限を2年間延長する（本税制の期限を平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間の措置とする）。 ○ 次の設備を対象設備に追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー利用設備等に以下の設備を追加する。 <ol style="list-style-type: none"> ①地熱発電設備 ②木質バイオマス発電設備 ③木質バイオマス熱利用設備 ○ 水熱利用設備のうち、下水熱利用設備の設置要件の緩和を行う。 （下水道の暗渠内に熱交換器のみ設置する場合も対象とする） ○ 次の設備を対象設備から除外する。 <ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー対象設備等から以下の設備を除外する。 <ol style="list-style-type: none"> ①水熱利用設備のうち、海水もしくは河川水を利用する設備 ②雪氷熱利用設備 ・二酸化炭素排出抑制設備等から以下の設備を対象設備から除外する。 <ol style="list-style-type: none"> ①高効率型電動熱源機 ②定置用蓄電池 ③エネルギー使用制御設備（測定装置、中継装置、アクチュエータ、可変風量制御装置、インバータ、電子計算機） ○ 風力発電設備の即時償却を廃止した上で、固定価格買取制度の認定を受けていない風力発電設備（出力1万kW以上）を対象設備に加える。 ○ 固定価格買取制度の認定を受けた太陽光発電設備を対象から除外し、固定価格買取制度の認定を受けていない太陽光発電設備（出力10kW以上）を対象に加える。 		
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税（租特法第42条の5、第68条の10、施行令第27条の5、第39条の40） ・所得税（租特法第10条の2、施行令第5条の4） 		
減収見込額	<p>[初年度] ▲1,387 （ ▲7,045 ） [平年度] ▲1,387 （ ▲7,045 ）</p> <p>[改正増減収額] (単位：百万円)</p>		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 グリーン投資減税は、平成 22 年 6 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び「新成長戦略」を踏まえ、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や、再生可能エネルギー設備への投資（グリーン投資）を重点的に支援する制度として創設され、平成 23 年 6 月 30 日に施行された。省エネ効果・CO2 削減効果の高い設備に対する投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを目的としたものである。 平成 26 年 4 月に閣議決定したエネルギー基本計画を踏まえ、平成 27 年 1 月より長期エネルギー需給見通し小委員会において、2030 年度の長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）の検討が開始され、同年 7 月に経済産業省として決定された。また、このエネルギーミックスと整合的となる 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減する約束草案を策定した。 今般策定されたエネルギーミックスを踏まえ、法律、規制、予算、税など、必要な施策措置を講じていくことが求められる。本税制措置を、「エネルギー基本計画」、エネルギーミックスに沿う形で対象設備を重点化し、引き続き講じることで、徹底した省エネルギー、再生可能エネルギーの最大限の導入を達成し、約束草案実現することが目的。</p> <p>(2) 施策の必要性 今般のエネルギーミックスで示された省エネルギー量や再生可能エネルギーの導入量は極めて野心的な数字となっている。省エネルギーについては石油危機後並みの大幅なエネルギー効率の改善を見込んだものであり、次世代自動車をはじめとした省エネ効果の高い本税制の対象設備の導入を加速することが必要である。また、再生可能エネルギーは最大限の導入と国民負担の抑制の両立を実現する必要があり、各エネルギー源の特性に応じた導入を進めるため、本税制措置による支援においては、これまでの支援の中心であった固定価格買取制度（FIT）認定設備の太陽光発電設備等から、自家発自家消費型の太陽光発電設備、出力が安定している地熱発電設備、木質バイオマス発電設備等の導入支援へと重点を変えて、再生可能エネルギーの導入をさらに加速させる必要がある。 また、エネルギー需給構造においては約 6 割が非電力であり、その多くは最終的には熱エネルギーとして利用されている。したがって、再生可能エネルギー熱の導入促進により、化石燃料使用量の削減を図ることが重要。エネルギーミックスではこうした再生可能エネルギー熱の導入拡大も見込んでいることから、木質バイオマス熱利用設備等の導入支援を行うことが必要。 以上の省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備は、設備導入にかかる初期コストが高いことや投資回収年数が長いことが導入にあたっての課題となっており、エネルギーミックスを踏まえたバランスのとれた需給構造の実現のため、本税制措置による導入支援が必要。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>〈中目標〉 食料の安定供給の確保</p> <p>(政策分野) 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓</p> <p>〈中目標〉 農村の振興</p> <p>(政策分野) 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出</p> <p>〈中目標〉 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>(政策分野) 林産物の供給及び利用の確保</p>
	政策の達成目標	平成 26 年に閣議決定された「エネルギー基本計画」に加え、長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）において示された将来のエネルギー需給構造のあるべき姿を踏まえ、徹底した省エネルギー、再生可能エネルギーの最大限の導入を実現し、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減する約束草案を達成する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	適用期間を 2 年間延長する。
	同上の期間中の達成目標	<p>〈二酸化炭素排出抑制設備〉 エネルギーミックスと整合的となるよう検討された 2030 年度の温室効果ガス排出削減目標（約束草案）においては、温室効果ガス排出削減量を 2030 年度に 2013 年度比▲26.0%（2005 年度比▲25.4%）の水準（約 10 億 4,200 万 t-CO₂）とする。</p> <p>〈再生可能エネルギー〉 エネルギーミックスで示された 2030 年時点の再生可能エネルギーの導入見込み量は 2,316～2,515 億 kWh。 各電源の 2030 年度の導入量は下記の通り ※（）内は 2013 年度実績</p> <p>太陽光：749 億 kWh（114 億 kWh） 風力：182 億 kWh（52 億 kWh） 水力：939～981 億 kWh（849 億 kWh） 地熱：102～113 億 kWh（26 億 kWh） バイオマス：394～490 億 kWh（176 億 kWh）</p>

	政策目標の達成状況	<p><二酸化炭素排出抑制設備> 震災以降、原子力発電所の停止に伴う、火力発電の焚き増し等により、温室効果ガス排出量は大幅に増加しているものの、本税制による二酸化炭素排出抑制設備の導入によって、その増加を抑制させている。</p> <p>(参考) 日本の温室効果ガス排出量 2011年度 1,354百万t-CO2 2012年度 1,390百万t-CO2 2013年度 1,402百万t-CO2 ※温室効果ガスインベントリより。</p> <p><再生可能エネルギー> 再生可能エネルギー導入量は順調に増加しており、本税制措置がその導入に寄与していると考えられる。</p> <p>(参考) 再生可能エネルギー導入量 ※ () 内は水力以外の再エネ 2010年度 1,160億kWh (253億kWh) 2011年度 1,198億kWh (281億kWh) 2012年度 1,144億kWh (307億kWh) 2013年度 1,216億kWh (367億kWh) ※総合エネルギー統計等より。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	2016年度(見込み) 6,905件 2017年度(見込み) 8,463件 ※所管団体等からのヒアリングを基に経済産業省推計。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p><二酸化炭素排出抑制設備> 本税制対象設備は、3年間で15,000t-CO2以上の二酸化炭素排出抑制効果が見込まれるものであり、これらの普及が進むことで我が国の温室効果ガス排出量を抑制することに寄与する。</p> <p><再生可能エネルギー> 再生可能エネルギーはエネルギー自給率の向上や温室効果ガス削減に大きく寄与するが、他電源と比較して発電コストが高いため、本税制措置により導入時のキャッシュフロー改善を図ることで再生可能エネルギー設備への投資が促進され、再生可能エネルギーの導入拡大に寄与する。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税) エコカー減税
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○予算措置(平成27年度) エネルギー使用合理化等事業者支援補助金(410億円) クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(200億円)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本税制は補助金との併用が認められていない。よって、補助金と本税制とで対象設備が重複することはない。なお、本税制措置と固定価格買取制度との関係では、固定価格買取制度はランニングコスト支援、税制は設備導入にかかる初期負担軽減(キャッシュフロー改善)と役割分担がなされている。
	要望の措置の妥当性	エネルギー関連投資の促進支援は広く事業者全般を対象とすべきものであり、特定業界や個別企業の信用力によらず利用可能な税制による措置をもって進めることが適切である。
ページ	19-4	

税負担軽減措置等の 適用実績	(百万円)		
	全投資額	特別償却実施額	税額控除実施額
	2011年度(実績)		
	240,294	19,889	4,497
	2012年度(実績)		
449,806	93,044	6,003	
2013年度(実績)			
1,247,738	330,045	7,700	
2014年度(見込み)			
1,488,235	434,437	6,726	

※所管団体等からのヒアリングを基に経済産業省推計。

「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	平成 25 年度 (単体法人)					
		都道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税	合計(単位:千円)
	特別償却	6,261,936	21,840,218	15,404,362	19,305,011	62,811,527
	税額控除	112,117	-	275,808	-	387,925
	(連結法人)					
		都道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税	合計(単位:千円)
	特別償却	781,829	2,129,710	1,923,299	2,410,014	7,244,839
税額控除	1,274	-	3,133	-	4,407	

※地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第189回国会提出)より

<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>○二酸化炭素排出抑制設備 本税制を適用して導入された二酸化炭素排出抑制設備による二酸化炭素排出抑制効果は下記のように計算できる。 <2011 年度> 排出抑制効果：1,653,143 (t-CO2) (温室効果ガス排出量 1,354 百万 t-CO2) <2012 年度> 排出抑制効果：3,645,886 (t-CO2) (温室効果ガス排出量 1,390 百万 t-CO2) <2013 年度> 排出抑制効果：4,808,106 (t-CO2) (温室効果ガス排出量 1,402 百万 t-CO2) (計算方法) CO2 削減率 (%) = (a-b) / a × 100 CO2 削減量 (t-CO2/年) = a-b ※a：基準設備の CO2 排出量 b：対象要望設備の CO2 排出量 ※所管団体等からのヒアリングを基に経済産業省推計。</p> <p>○再生可能エネルギー設備 再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度 (FIT) 開始以降、本税制対象設備の導入量は下記の通り。 <2012 年度> ①FIT 導入量：9.8 億 kWh 太陽光：70.4 万 kW × 0.14 × 8,760 = 8.6 億 kWh (2012 年度の導入量) 設備利用率 時間 風力：6.3 万 kW × 0.20 × 8,760 = 1.1 億 kWh (2012 年度の導入量) 設備利用率 時間 中小水力：0.2 万 kW × 0.45 × 8,760 = 0.1 億 kWh (2012 年度の導入量) 設備利用率 時間 ②グリーン投資減税利用数 (①×69%※)：6.8 億 kWh ③税制効果数 (②×41%※)：2.8 億 kWh <2013 年度> ①FIT 導入量：71.3 億 kWh (太陽光、風力、中小水力の合計) 太陽光：573.5 万 kW × 0.14 × 8,760 = 70.3 億 kWh (2013 年度の導入量) 設備利用率 時間 風力：4.7 万 kW × 0.20 × 8,760 = 0.8 億 kWh (2013 年度の導入量) 設備利用率 時間 中小水力：0.4 万 kW × 0.45 × 8,760 = 0.2 億 kWh (2013 年度の導入量) 設備利用率 時間 ②グリーン投資減税利用数 (①×69%※)：49.2 億 kWh ③税制効果数 (②×41%※)：20.2 億 kWh ※平成 25 年度の資源エネルギー庁委託調査によると、固定価格買取制度認定事業者のうち、69%がグリーン投資減税を利用しており、そのうち 41%がグリーン投資減税を投資インセンティブとして重視しているとの結果があった。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成 26 年 4 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーについて、「2013 年から 3 年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進」と掲げられており、その目標値については、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指す」とされている。</p>

<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）は、平成26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画で示された再生可能エネルギーの最大限の導入という方針を踏まえて、それを具体的な数値の見通しとして表したものの。したがって、エネルギーミックスの導入見通しが数値で示されたことによって、前回要望時の目標が明確化されたと言える。</p> <p>今般の長期エネルギー需給見通しにおいて、2030年時点で再生可能エネルギー導入量は、2,366～2,515億kWh。</p> <p>2013年度の再生可能エネルギーの導入量は1,323億kWhであるため、これを達成するには今後15年間で1,043～1,192億kWhの導入拡大が必要。期間内は年平均69.5～79.5億kWhの導入拡大が求められる。</p> <p>固定価格買取制度による再生可能エネルギーの発電電力量の買取実績は2012年度から2013年度にかけて125億kWh増加しており、導入目標を達成できていると評価できる。</p> <p>なお、本税制措置の効果を機械的に計算すると、</p> <p>①FIT導入数：72.7億kWh</p> <p>太陽光：573.5万kW ×0.14 ×8,760 =70.3億kWh (2013年度の導入量) 設備利用率 時間</p> <p>風力：4.7万kW ×0.20 ×8,760 =0.8億kWh (2013年度の導入量) 設備利用率 時間</p> <p>中小水力：0.4万kW ×0.45 ×8,760 =0.2億kWh (2013年度の導入量) 設備利用率 時間</p> <p>②グリーン投資減税利用数（①×69%※）：49.2億kWh</p> <p>③税制効果数（②×41%※）：20.2億kWh</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度 創設 (対象期間は平成23年6月30日から平成26年3月31日まで) ・平成24年度 拡充 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備について、即時償却を創設した。(平成24年5月29日から平成25年度3月31日まで) ・平成25年度 延長・拡充 熱電併給型動力発生装置においても即時償却を可能とし、一部の対象設備を追加、さらに適用期限を平成26年3月31日から平成28年3月31日までに延長した。また太陽光発電設備及び風力発電設備の即時償却を延長した(平成25年4月1日から平成27年度3月31日まで) ・平成26年度 縮減 産業競争力強化法に基づく生産性向上設備投資促進税制の創設に伴い、一部の対象設備を見直した。 ・平成27年度 延長 風力発電設備の即時償却の適用期限を1年間延長した(平成28年3月31日まで)。
<p>ページ</p>	<p>19—7</p>